民営職業紹介

ひと

2024.4
No.
191
春　号

令和5年度事業実施状況と令和6年度事業計画の概要
令和6年度受託事業
民営職業紹介事業者団体と東京労働局による情報交換会の開催
令和4年度職業紹介事業報告の集計結果
「技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する法案」が国会に提出

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

民営職業紹介

ひと

2024.4
No.
191
春 号

Contents

3 令和5年度事業実施状況と令和6年度事業計画の概要

5 令和6年度受託事業
職業紹介事業者の適正化推進事業（外国人材の紹介事業）／特定技能、現行の受入れ枠を倍増
民間人材サービスの活用検討事業（キャリアコンサルティングの実態把握と課題整理）／第2回名刺交換会を実施します

7 民営職業紹介事業者団体と東京労働局による情報交換会の開催

10 令和4年度職業紹介事業報告の集計結果

13 令和5年の在留外国人材の雇用状況

14 「技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する政府案」が公表され国会に提出されました

16 人手不足に関する動向調査

18 よくわかる職業紹介事業のQ&A

20 職業紹介士ネットワーク ～株式会社メディカルブレーン～

21 職業紹介事業者ブロック交流会のご報告

22 職業紹介責任者講習テキストの「令和6年版完成」！／What's Newの活用を

23 令和6年度上期職業紹介事業実践セミナーのお知らせ

24 新規入会事業所紹介

25 民紹協ニュース／編集後記

26 職業紹介責任者講習日程

27 雇用失業動向／広告

※表紙写真は、「第3回ひととしごと写真募集」佳作　陣野政輝氏撮影の作品
「入魂」です。「一度消失した現川焼を、現在、長崎市現川の窒跡で製作（ろくろまわし）されているところです。」

令和5年度事業実施状況と令和6年度事業計画の概要

令和6年3月19日（火）、第46回理事会がオンライン形式で開催されました。

理事会では、はじめに令和5年度事業実施状況等が報告され、次いで議決事項として令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）等が審議され、原案通り承認されました。

以下では、令和5年度（2月まで）の事業取組状況と、令和6年度事業計画の主な内容をご紹介します。

紀陸会長

令和5年度事業実施状況（令和6年2月までの実績）

令和5年度は、令和4年10月職業安定法改正、令和6年4月同法施行規則の改正に対応し、講習、セミナー等でその周知徹底に取り組みました。また、職業紹介責任者講習は、受講者の拡大に積極的に取り組みましたが、講習実施機関等の競争激化等により、受講者は前年度を若干下回りました。

新しい取組みとして、会員同士の人脈作りを支援していくため、広く会員の参加を呼びかけ「名刺交換会」を開催しました。

主な事業の実施状況は次のとおりです。

事業	実施状況（令和5年2月末まで）
職業紹介責任者講習	110回開催　5,284名受講（前年比 ▲261名）
職業紹介事業実践セミナー　基本編	7回開催　312名受講（前年比+11名）
職業紹介事業実践セミナー　応用編	9回開催　312名受講（前年比+46名）
職業紹介事業者適正化・自主点検説明会	3回開催　381名参加
職業紹介事業者等に対する個別相談支援	1,890件
職業紹介士資格認定事業	新たに認定を受けた職業紹介士 11名
メールマガジンの配信	配信数24回　登録者数3,232名
優良事業者等に対する表彰・叙勲	叙勲・褒章 5名　大臣表彰等 20名
名刺交換会の開催	10月27日　22名参加

令和6年度の事業計画

上市専務理事

令和6年度は、職業安定機関をはじめ協力団体等と密接な連携を図りながら、求職者の確保をはじめとする会員、職業紹介事業者等のニーズを的確に把握し、それらを踏まえた事業を展開することにより、民営職業紹介事業者の健全な発展･業務運営の改善向上を目指してまいります。

財政面では、令和6年度は、引き続き職業紹介責任者講習の受講者の拡大、実践セミナーの充実、経費の削減、事業の効率化等を図り、黒字化の実現を目指して積極的に取り組みます。

主な事業は次のとおり計画しています。

1. 職業紹介責任者講習については、開催回数を10回増やし、年間130回とする。このうち、半数の65回をオンラインで開催する。
2. 新規事業等に取り組むとともに、民紹協の認知度を高め、新規会員の獲得につなげる。
   ①民紹協ホームページの刷新（スマホ対応等）
   ②直接会員ネットワークの定期的開催
   ③民間人材サービスの活用検討事業（厚生労働省委託事業）
   中小規模の職業紹介業におけるキャリアコンサルティングの実態把握･課題整理を行う。
   ④職業紹介事業者の適正化推進事業（厚生労働省委託事業）
   外国人材に係る職業紹介の円滑･適正な実施を確保するため、教材開発を行い、11月以降、外国人材の職業紹介に係る講習会を全国で開催する。
3. 協会財政健全化に配慮しつつ各種会合を開催する。
   ･定時社員総会･表彰式　：会場開催（5年ぶりに懇親会開催）
   ･ブロック交流会　：Zoom開催　東西で２回程度
   ･新春講演会･賀詞交歓会：東京、大阪の2会場＆Zoomのハイブリッド開催
   ･名刺交換会　：会場開催2回程度

【審議する理事、監事】

〈令和6年度受託事業関係〉

「職業紹介事業者の適正化推進事業」を受託しました

～外国人材の職業紹介がテーマです～

近年、職業紹介事業所でも外国人材の求職者が増加しています。しかしながら、外国人材という特殊性から、労働者保護や適格紹介についての課題が指摘されています。令和6年度の、職業紹介事業者の適正化推進事業では、外国人材の職業紹介事例や実態を踏まえ、時宜にかなった教材を開発します。また、その教材を使用した講習を実施することにより、外国人材の職業紹介を円滑かつ適正に行えるようにします。

教材開発にあたっては、5月末から6月中旬にかけて、皆さまにアンケート調査をさせていただくことにしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。作成した教材を使用した講習会の開催は11月からを予定しておりますが、近くなりましたら当誌面等でご案内いたしますので、奮ってご参加ください。

■年間スケジュール

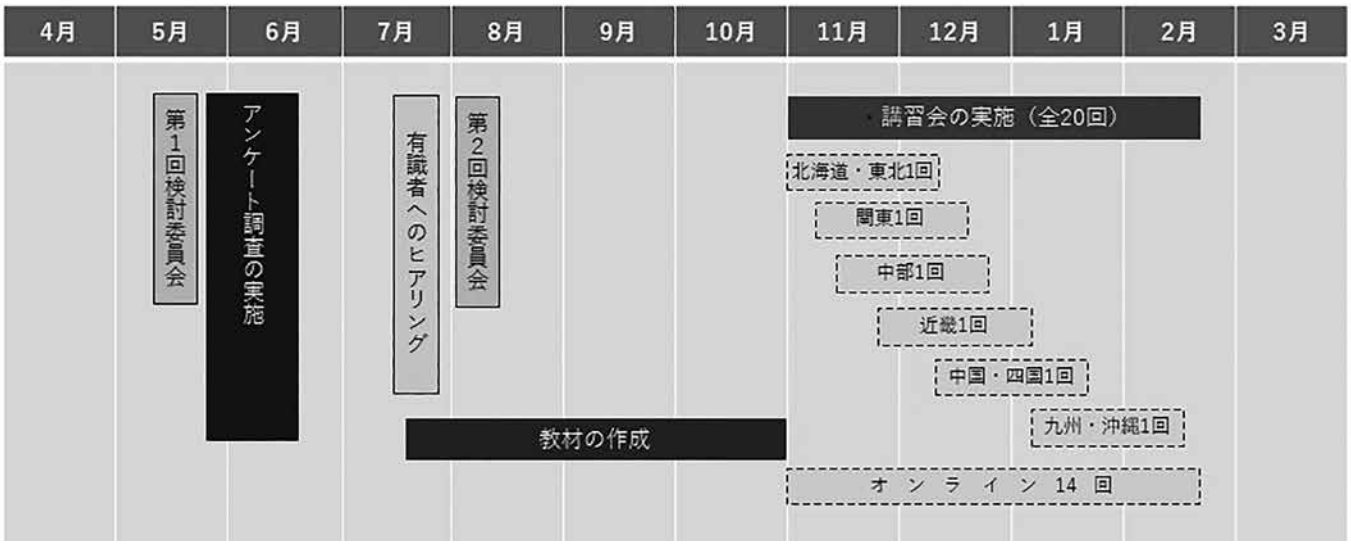

特定技能、現行の受入れ枠を倍増 5年間で最大82万人に！

政府は、3月29日に特定技能制度の受入れ上限数や対象分野の拡大を閣議決定し、公表しました。2024年度からの5年間の受入上限数を最大82万人に設定する等、2019～2023年度の約2.4倍に拡大しています。

また、新規分野として、「自動車運送」「鉄道」「林業」「木材産業」の4分野を追加しました。受入れ対象分野は従来の12分野から16分野に拡大されます。既存分野に新たな業務も追加しています。

改正法では不法就労助長罪の厳罰化、特定技能1号支援委託先の登録支援機関への限定等も行うこととされています。詳しくは、下記のQRコード及びURLをご参照ください。

●改正法の概要

https://www.minshokyo.or.jp/2024.04.01_houkaisei.pdf

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/2024.03.29.kakugikettei.html

●特定技能の分野別受入れ枠

分　野	2019～2023年度	2024～2028年度
介護	50,900	135,000
ビルクリーニング	20,000	37,000
工業製品製造	49,750	173,300
建設	34,000	80,000
造船・船用工業	11,000	36,000
自動車整備	6,500	10,000
航空	1,300	4,400
宿泊	11,200	23,000
農業	36,500	78,000
漁業	6,300	17,000
飲食料品製造	87,200	139,000
外食	30,500	53,000
〈新規分野〉		
自動車運送		24,500
鉄道		3,800
林業		1,000
木材産業		5,000
合計	345,150	820,000

〈令和6年度厚生労働省委託事業〉

「民間人材サービスの活用検討事業」を受託しました

～キャリアコンサルティングの実態把握と課題整理がテーマです～

標記事業の一環として、令和6年度は、民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの実態把握・課題整理の事業を行うこととしています。

成長分野への円滑な労働移動のため、官民のキャリアコンサルタントが、職種・地域ごとの客観的なデータに基づいた助言・コンサルティングを行うことが期待されています。しかしながら、規模の小さい民間の紹介所では、キャリアコンサルティングの活用の遅れが懸念されます。

このため、民間の紹介所におけるキャリアコンサルティングの実態把握や取組事例の収集等を行うとともに、課題の整理を行うことにより、キャリアコンサルティングの普及に役立てることがこの事業の目的です。

ヒアリング調査やアンケート調査などに際して、会員をはじめ紹介所の皆さまにもご協力をお願いすることになると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

■年間スケジュール

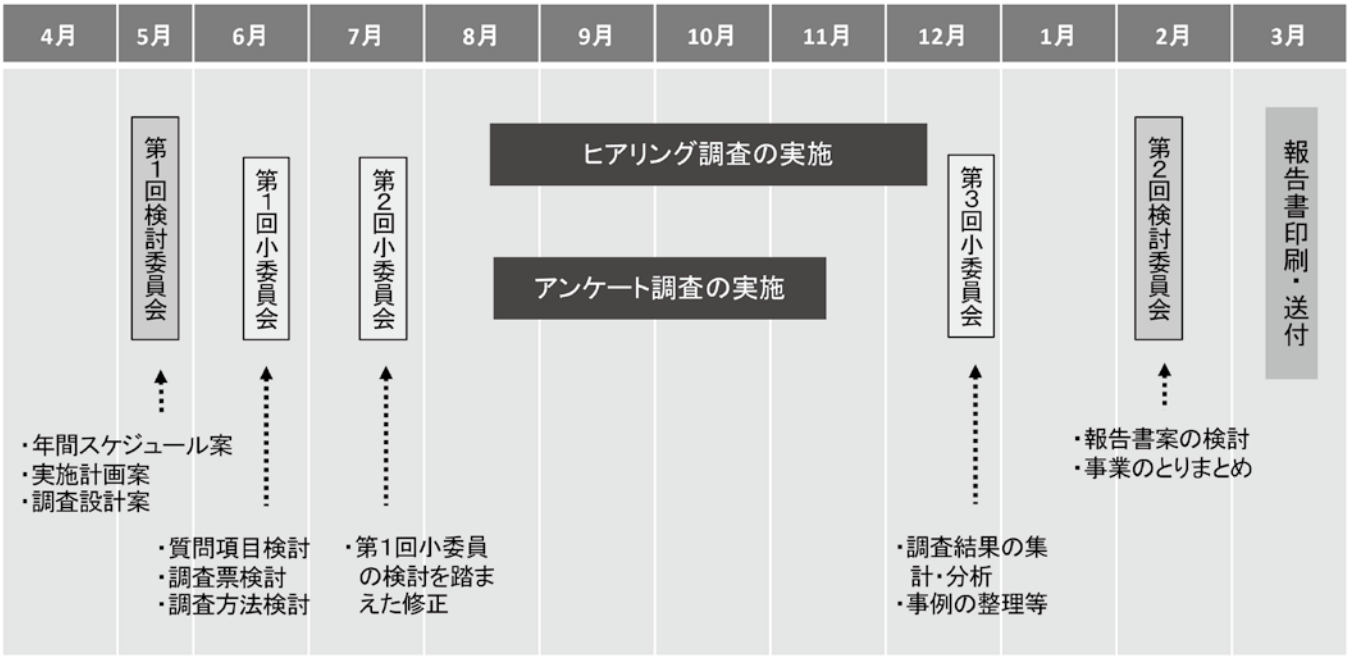

「第2回名刺交換会」（参加費無料）を実施します

昨年実施してご好評いただきました「名刺交換会」を再度実施します。

会員のみなさまの交流を深め、事業連携等のきっかけになればと時間を30分延長し、さらに内容を充実して実施します。

コロナ禍では、対面の交流がなかなかできませんでしたが、「やはり対面での交流はオンラインではできない深い関係づくりが期待でき、業務提携のきっかけづくりにもなった。」との声もいただきました。ぜひ、ご参加ください。詳細は後日お知らせします。

日時：5月17日（金）　14：00～16：30
会場：文京シビックセンター4F　シルバーセンター内「シルバーホール」
対象：当協会会員のみなさま
内容：①全員から一人ひとり自己紹介
　　②グループごとの話し合い（最初は職種別グループ、次に異職種グループで話し合い）
　　③フリータイム（自由に誰とでも交流）
お問合せ先：齊藤・日高　03-3818-7011

東京労働局と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

1月24日(木)、東京労働局会議室において、東京労働局需給調整事業部と民営職業紹介事業者団体代表による情報交換会が開催されました。出席者は、東京労働局からは需給調整事業部長田中里枝氏、需給調整事業第一課長堀米晋氏、需給調整事業第二課長水野治氏をはじめ11名の幹部職員の方々に出席いただきました。また、事業者団体からは民紹協職員の他、別掲の事業者団体幹部が出席し、熱心な情報交換が行われました。

1 外国人材の在留カードの目視確認について

外国人材の職業紹介にあたって、在留カードの写しを求めず目視により、在留期限を超えていないか、在留資格から就労可能な職種であるか等を確認することとされています。

しかし、最近は、求職者が窓口へ来ないで、オンラインで求職登録をすること等が増えており、在留カードが画面では見えにくい、また偽造カードかどうかの判別がしにくいなどの理由により、在留カードのコピーをPDFで送ってもらうことも多くみられるようです。

現在は現物の目視確認が原則と理解しておりですが、オンライン等への対処の仕方をご教示ください。

回答)　外国人の在留資格の確認方法については、職業紹介事業の業務運営要領第9の5(9)ロ(下記の参考1を参照してください)に基づきオンラインであっても同様にご対応ください。

同要領では「確認に際して在留カード等の写しは求めないこと」としています(写しには紙媒体のほか、電子媒体も含まれます)。

〈参考1〉　職業紹介事業の業務運営要領(抄)

第9の5(9)国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項　ロ

国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国に関する法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行わなければならないこと。求職の申込みに当たり、可能な範囲で在留カード等の提示を求め、在留資格や在留期間を確認する等、不法就労をあっせんすることがないよう留意すること。

※　国内で就労している外国籍の者を対象に職業紹介を行う場合、在留カード等により在留資格や在留期間を確認することができる。在留カード等に以下の記載等(注)がある場合には、適法に国内で就労することが可能であるので、職業紹介に当たり、当該求職者が国内での就労を認められているか確認するとともに、就労可能な職種の制限等、出入国管理行政における取扱いに留意すること。(在留カードの記載については、出入国在留管理庁ホームページ等において、最新の情報を確認すること。)なお、確認に際して在留カード等の写しを求めないこと。

(注)①　在留カード表面の「就労制限の有無」欄において、「就労制限なし」、「在留資格に基づく就労活動のみ可」、「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」、「指定書により指定された就労活動のみ可」のいずれかの記載がある場合。なお、特定技能については、在留カードの在留資格の欄に「特定技能1

【左側】民営職業紹介事業者団体　【右側】東京労働協の職員

号」又は「特定技能2号」と記載され、旅券に添付されている指定書に就労する分野が記載されることとなる。

②　在留カード表面の「就労制限の有無」欄において「就労不可」の記載があるが、裏面の「資格外活動許可欄」に「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」、「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」との記載が有る場合（留学生等）

2 「職業紹介事業運営自主点検チェックリスト」について

令和4年10月の改正職業安定法の施行を踏まえ、標記チェックリストも改正されるとお聞きしています。ぜひ、お願いいたします。

また、令和6年4月に施行される職業安定法施行規則の内容を反映したチェックリストの作成もお願いします。

回答）　令和5年12月5日に、東京労働局ホームページに令和4年の改正職業安定法の内容を反映したチェックリストを掲載しましたので、ご活用ください。

また、令和6年4月に施行される職業安定法施行規則の内容を反映したチェックリストについては、追って作成する予定です。

3 調理士紹介所の現状報告（公益社団法人 日本全職業調理士協会）

現状報告としてですが　私共のような弱小の紹介所は、元々利益が少なかったのですが、コロナ禍で厳しくなり、今年から少し景気が上向いたとしても、なかなかコロナ前の売り上げは期待できないのが現状です。

回答）　状況報告として承ります。

4 職業紹介事業の附帯サービスとして行う賃金の支払代行について

職業紹介事業者が使用者に代わって賃金の支払いをすることについて、民紹協が行った質問に対して、令和5年6月29日付け職需発0629第1号「職業紹介事業の附帯サービスとして行う賃金の支払代行について」により、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長から「グレーゾーン解消制度における質問と回答を示しつつ（下記の参考2を参照してください）実態を踏まえて判断する」「本通知を各都道府県労働局にも周知する」旨のご回答をいただいたところです。その後の労働局において当該案件に関して相談などありましたら、対応状況も含めてご教示ください。

回答）　現時点で当該案件に関した相談等は把握

しておりません。ご相談される事案等があれば別途ご相談ください。

5 特定募集情報等提供事業の届出及び事業概況について

令和4年10月の改正職業安定法により義務化されました「特定募集情報等提供事業」の届出の状況と、どのような事業があるかの「事業の概要」をお聞きしたいです。届出事業者と職業紹介事業者が一体化している印象があります。

また、職業紹介事業の許可を取得していない届出事業者のサービス形態はどのようなものでしょうか。

回答） 特定募集情報等提供事業については、昨年11月末現在で全国で988件の届出があり、そのうち東京都内の事業者からの届出は511件、全国に占める東京の割合は約52%となっています。また、事業の概要については、いわゆる「求人サイト」が殆どで、なかには他のサービスとして職業紹介事業を行う事業者もあると承知しております。

〈参考2〉 グレーゾーン解消制度による質問と回答（抄）

事業名	申請事業者	省庁担当課室	申請日及び回答日	概要
賃金の支払いを使用者に代わって行うサービス	賃金の支払いを使用者に代わって行うサービスの提供を検討している企業	労働基準局監督課	【申請日】 令和2年2月28日 【回答日】 令和2年3月27日	
職業紹介サービスの付帯サービスとして行う賃金の支払代行	賃金の支払いを使用者に代わって行うサービスの提供を検討している職業紹介事業者	労働基準局監督課 職業安定局需給調整事業課	【申請日】 令和2年5月29日 【回答日】 令和2年6月29日	

民紹協以外で参加いただいた職業紹介事業者団体の方々（敬称略）

日本看護家政紹介事業協会	事務局長　清川　啓三
全日本マネキン紹介事業協会	事務局長　酒井　晶子
日本全職業調理士協会	事務局長　黒岩　俊行
全国ホテル＆レストラン人材協会	副会長　淵上　順也
全国調理士紹介事業福祉協会	事務局長　金子　将之
直接会員ネットワーク	委　員　阿知波弓子

令和４年度職業紹介事業報告の集計結果

令和6年3月29日、厚生労働省より「令和４年度職業紹介事業報告の集計結果」が発表されました。その集計結果概要を掲載するとともに、有料職業紹介事業の近年の傾向を把握するため、過去5年間の職業紹介事業報告の結果を整理しました。令和４年度は、対前年度増減率でほとんどの実績が増加しています。

【集計結果の概要（全体状況）】

令和4年度の民営職業紹介事業（有料･無料）に関連するデータについては、新規求職申込件数（+46.5%）、常用求人数（+14.5%）、常用就職件数（+8.7%）、手数料収入（+22.0%）、臨時日雇求人延数（+62.5%）、臨時日雇就職延数（+43.7%）、国外にわたる職業紹介状況の就職件数（+97.4%）などほとんどが増加しています。

【令和４年度職業紹介事業報告の集計結果】

【概 要】　　（ ）内は対前年度増減率

Ⅰ 民営職業紹介事業所（有料・無料）

1 新規求職申込件数	**約2,891万件**	**（ 46.5%）**
（1）有料職業紹介事業	28,668,560件	（ 47.2%）
（2）無料職業紹介事業	240,205件	（ △9.9%）
2 求人数（常用求人）	**約1,179万人**	**（ 14.5%）**
（1）有料職業紹介事業	10,688,440人	（ 15.5%）
（2）無料職業紹介事業	1,100,967人	（ 5.9%）
3 就職件数（常用就職）	**約81万件**	**（ 8.7%）**
（1）有料職業紹介事業	774,451件	（ 9.6%）
（2）無料職業紹介事業	35,179件	（ △7.5%）
4 手数料収入	**約7,703億円**	**（ 22.0%）**
うち　常用就職に係る手数料（※1）	約7,250億円	（ 21.4%）
うち　常用就職1件あたりの手数料（※2）	約94万円	（ 10.8%）
5 国外にわたる職業紹介状況（上記１～３の外数）		
（1）新規求職申込件数	**53,553件**	**（ 115.0%）**
・有料職業紹介事業	53,052件	（ 114.3%）
・無料職業紹介事業	501件	（ 211.2%）
（2）求人数	**24,690人**	**（ 249.9%）**
・有料職業紹介事業	24,222人	（ 250.6%）
・無料職業紹介事業	468人	（ 216.2%）
（3）就職件数	**11,121件**	**（ 97.4%）**
・有料職業紹介事業	10,885件	（ 96.2%）
・無料職業紹介事業	236件	（ 181.0%）

Ⅱ 特別の法人無料職業紹介事業の状況

1 新規求職申込件数	**18,987件**	**（ 10.1%）**
2 常用求人数	**31,333人**	**（ 5.7%）**
3 常用就職件数	**8,916件**	**（ 42.0%）**
4 国外にわたる職業紹介状況（上記１～3の外数）		
（1）新規求職申込み件数	5,982件	（ 77.6%）
（2）求人数	5,868人	（ 90.4%）
（3）就職件数	4,786件	（ 127.3%）

Ⅲ 特定地方公共団体無料職業紹介事業の状況

1 新規求職申込件数	**25,615件**	**（ △3.0%）**
2 常用求人数	**257,044人**	**（ 22.3%）**
3 常用就職件数	**8,230件**	**（ △1.1%）**

（※1）「常用就職に係る手数料」は、4か月以上の期間を定めて雇用されるもの又は期間の定めなく雇用されるものの就職に係る手数料をいいます。

（※2）「常用就職1件あたりの手数料」は、常用就職件数の合計値と常用就職に係る手数料の総額より算出しています。

（注）対前年度増減率については、令和3年度の発表数値を基に算出しています。

1.「新規求職申込件数(有料)」

有料職業紹介事業所の新規求職申込件数は、令和4年度は対前年度増減率で47.2%と大幅に増加しました。

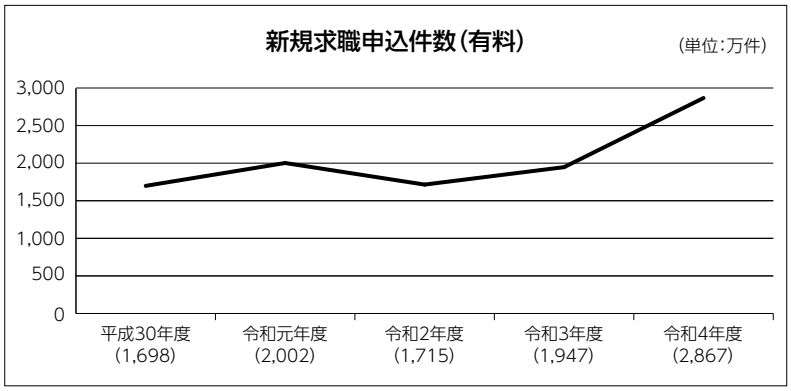

2-1.「常用求人数(有料)」

有料職業紹介事業所の常用求人数は、平成30年度以降増加傾向にあり、令和4年度も対前年度増減率15.5%増加しました。

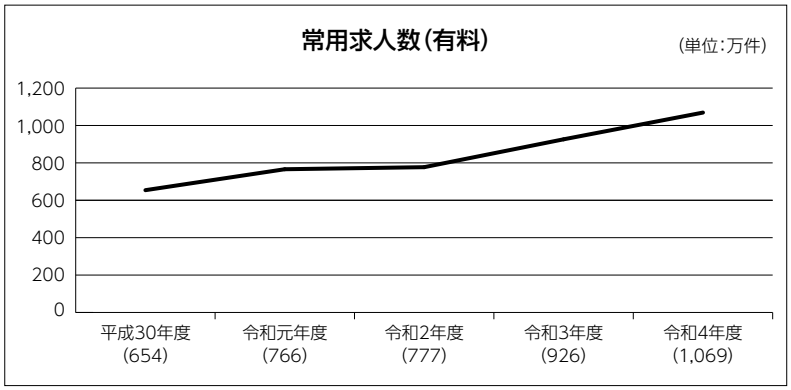

2-2.「臨時日雇求人延数(有料)」

有料職業紹介事業所の臨時日雇求人延数は、令和4年度は対前年度増減率で67.8%と大幅に増加しました。

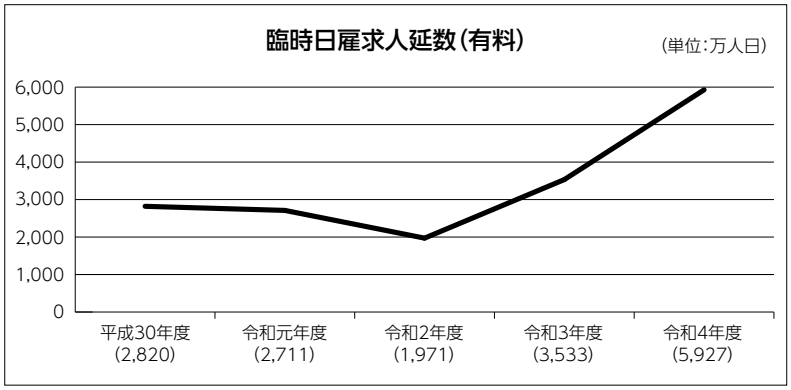

3-1.「常用就職件数(有料)」

有料職業紹介事業所の常用就職件数は、令和4年度は対前年度増減率で9.6%増加しました。

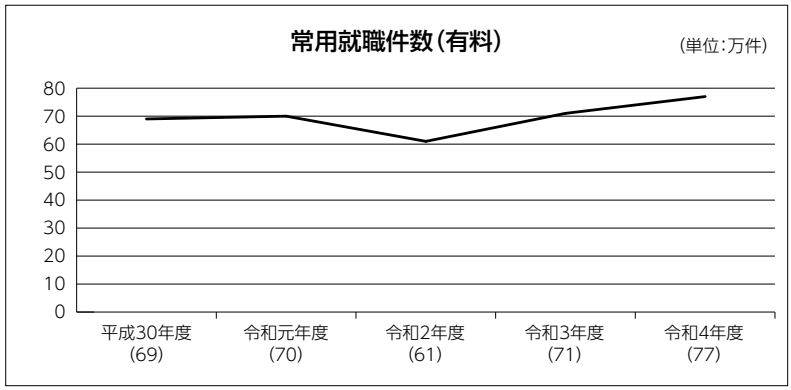

3-2.「臨時日雇就職延数(有料)」

有料職業紹介事業所の臨時日雇就職延数は、令和4年度は対前年度増減率で46.6%と大幅に増加しました。

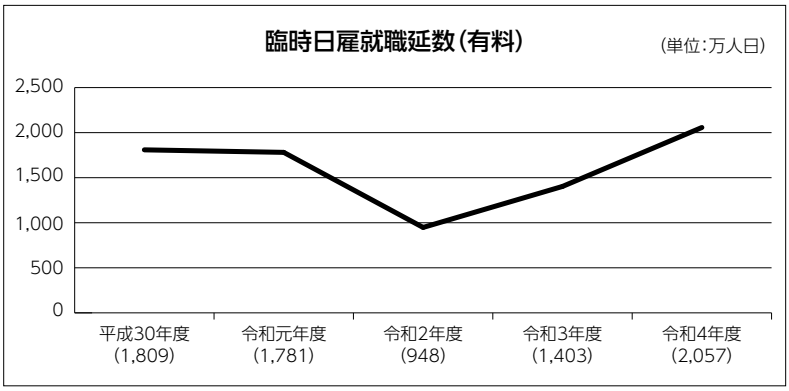

4.「手数料収入」

有料職業紹介事業の手数料合計は、令和4年度は対前年度増減率で22%増加しました。

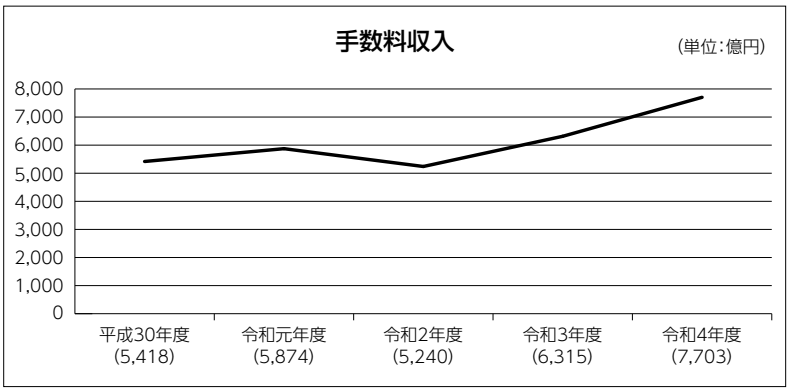

●個別手数料収入明細

(単位:億円)

年度	上限制	求人受付	求職受付	求職者紹介	小計	届出制	手数料合計
平成30年度	42	4	10	2	57	5,361	5,418
令和元年度	28	3	9	2	42	5,832	5,874
令和2年度	13	1	2	1	18	5,222	5,240
令和3年度	11	1	3	2	17	6,298	6,315
令和4年度	13	1	6	1	21	7,682	7,703

(注)数字は丸めたため(四捨五入を行っている)、必ずしも小計は各欄の合計と一致しない。

令和4年度の手数料収入のうち届出制は、対前年度増減率で22.0%、上限制は、15.8%それぞれ増加しました。なお、令和4年度手数料合計のうち届出制が99.7%を占めています。

～令和5年の外国人材の雇用状況～

厚生労働省は、令和5年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を発表しました。
以下にその内容を紹介します

外国人労働者数は、2,048,675人で、前年比 225,950人増加し、過去最高を更新し、対前年度増加率12.4%と、前年の5.5%から6.9ポイント上昇しています。

国籍別では、ベトナムが最も多く、518,364人（全体の25.3%）、次いで中国 379,918人（同19.4%）フィリピン226,846人（同11.1%）の順であり、前年増加率が大きい国は、インドネシア（+56.0%）ミャンマー（+49.9%）ネパール（+23.2%）となっています。

在留資格別には、身分に基づく在留資格が615,934人（全体の30.1%）、専門的・技術的分野595,904人（同29.1%）技能実習412,501人（同20.1%）であり、前年比では専門的・技術的分野の在留資格が（+24.2%）技能実習（＋20.2%）資格外活動が（＋6.5%）増加しています。専門的・技術分野資格の増加数の半分は特定技能資格です。

産業別には、製造業552,399人（全体の27.0%）、サービス業（他に分類されないもの）320,755 人（同15.7 %）、卸売業、小売業263,555人（同12.9%）の順となっています。

事業所数は、318,775か所と、前年度比6.7％増加しています。30人未満の事業所が61.9%です。

在留資格別外国人労働者数の推移

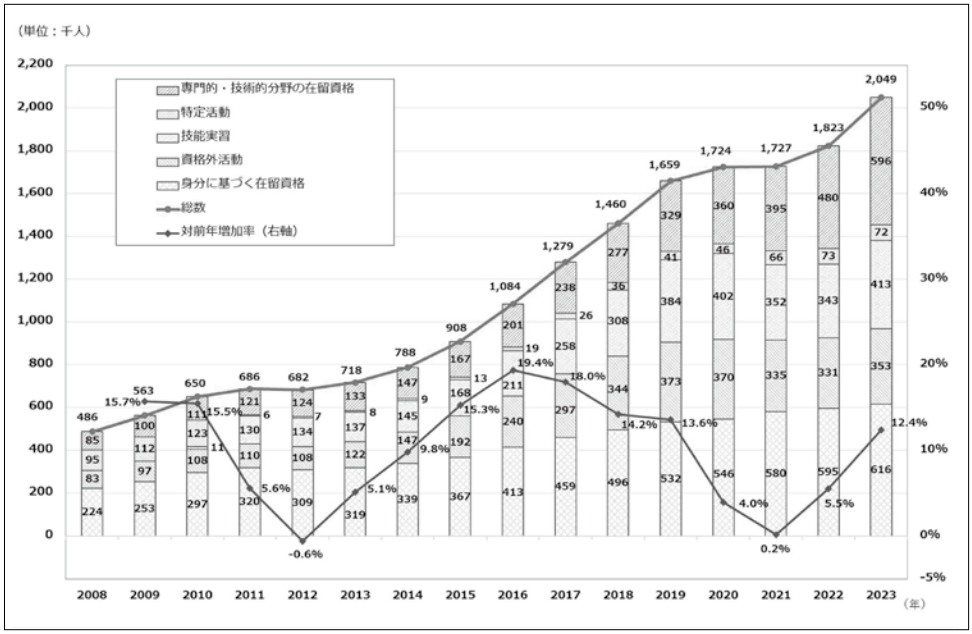

国籍別外国人労働者の割合

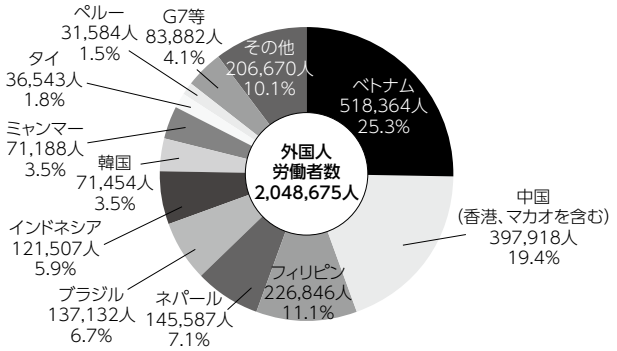

在留資格別外国人労働者の割合

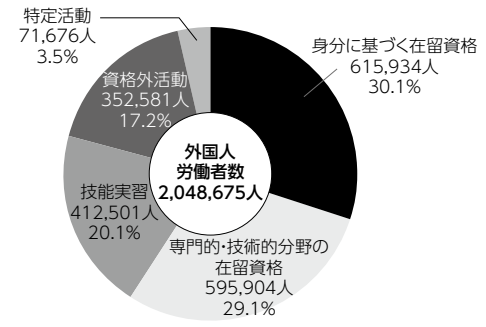

産業別外国人労働者数の割合

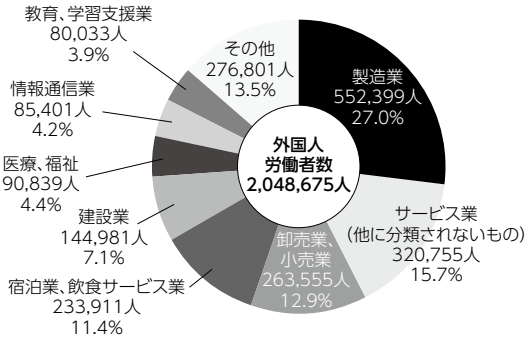

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」

「技能実習制度及び特定技能制度の見直し方に関する政府案」が公表され、法案が国会に提出されました

令和6年3月15日に、これまで検討されてきました「技能実習制度及び特定技能制度の見直し」に関する政府案が、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」として、国会に提出されました。その概要は以下のとおりです。

政府案

1．見直しにあたっての基本的な考え方

共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ検討を進める。

2．総論

①現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする「育成就労制度」を創設。

②現行の企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの、引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。

③特定技能制度は、適正化を図った上で存続。

3. 受入れ対象分野

①現行の特定技能制度における「特定産業分野」（※1）に限定して設定。

②現行の技能実習制度において対応する特定産業分野がないものは、実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。（3月29日に、自動車運送、鉄道、林業、木材産業の4分野が新たに追加されました。5ページ参照）

③対象分野ごとに受入れ見込み数を設定し、受入れ上限数として運用。

※1：特定産業分野（12分野）：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（特定技能2号は介護分野以外の11分野で受入れ可）

4. 外国人の人材育成

①基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能１号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

5. 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

①「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。

②3年間一つの受入れ機関での就労が望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。

・同一機関での就労期間が一定の期間（※2）を超えている

・技能検定試験基礎級等、一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格

・転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす

※2：当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。

③転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。

④転職支援は監理支援機関(監理団体)が中心となり行い、ハローワークは外国人育成就労機構(外国人技能実習機構を改組し監督指導機能等を強化)等と連携して行う。

当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

なお、外国人育成就労機構は、特定技能外国人への相談援助業務も行う。

6. 特定技能制度の適正化

育成就労制度から特定技能1号への移行の条件等は、次の表のとおり(※3)。

	育成就労（仮称）	特定技能１号	特定技能２号
在留期限	３年間で特定技能1号の水準に育成する	1年、６か月又は４か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は６か月ごとの更新
技能水準	育成1年経過・育成終了時に試験を実施	技能検定試験３級又は特定技能１号評価試験合格	特定技能２号評価試験合格
日本語能力水準	就労開始前にA1相当以上の試験（日本語能力試験N5合格等）又は入国直後の相当講習受講	日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力試験N4等）合格	日本語能力B1相当以上の試験（日本語能力試験N3等）合格
転　籍	本人意向による転籍条件 ①同一機関での１年以上の就労 ②技能検定試験基礎級及び日本語能力検定A１以上（日本語能力試験N4等）の試験合格 ③同一区分内の転籍 ④転籍先機関の適正化（転職者数等）	同一業務内であれば可能	同一業務内であれば可能
家族の帯同	基本的に認められない	基本的に認められない	要件を満たせば可能（配偶者・子）
受入れ機関・登録支援機関による支援	支援の対象外	支援の対象	支援の対象外

※3:政府の対応方針をもとに民紹協で整理したもの。

【現行の技能実習・特定技能制度と新制度・特定技能制度のイメージ図】

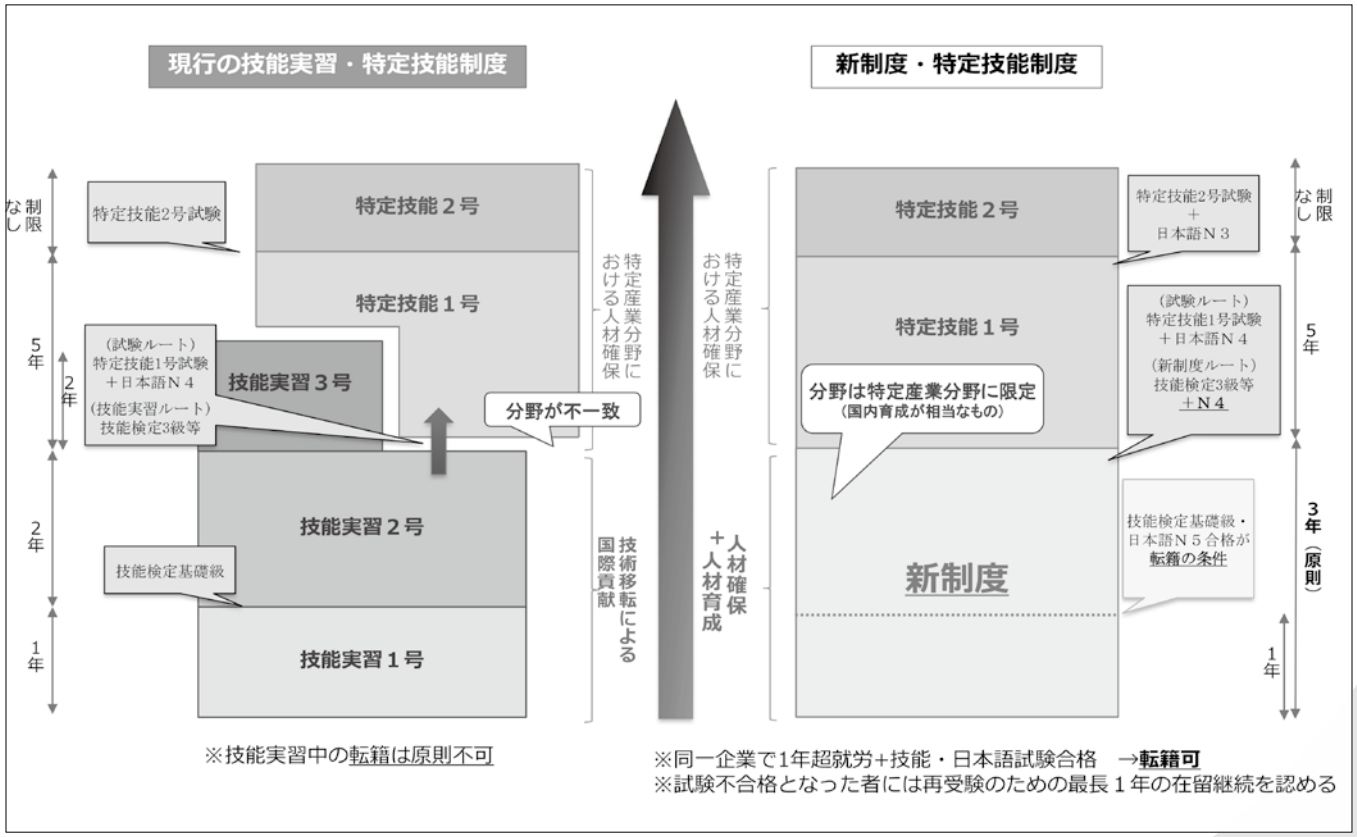

人手不足に関する動向調査（帝国データバンク）

人手不足の状況がより深刻になってきており、「賃上げ」が人材確保・定着に欠かせない手段となっています。

この度、株式会社帝国データバンクにおいて「人手不足に関する企業の動向調査」を実施しましたので、以下にご紹介します。求人企業に求人賃金の引上げを要請する際の参考にしてはいかがでしょうか。

【調査結果要旨】

1. **正社員の人手不足企業の割合は52.6%。業種別では、ITエンジニア不足が顕著な「情報サービス」が77.0%でトップとなり、過去最高を更新する高水準に。「2024年問題」が懸念されている建設／物流／医療業では、それぞれ約7割となった。**
2. **非正社員の人手不足割合は29.9%。業種別では「飲食店」（72.2%）がトップ。また、派遣人材の不足が聞かれる「人材派遣・紹介」（62.0%）も、6割超で続いた。**

調査先企業の属性：調査期間：2024年1月18日～1月31日
調査対象：2万7,308社、有効回答：1万1,431社　回答率：41.9%

1 人手不足の割合は正社員で52.6%

正社員の人手不足割合（上位10業種）

(%)

		2022年1月	2023年1月	2024年1月
1	情報サービス	65.7	↑ 73.1	↑ 77.0
2	建設	62.6	↑ 65.6	↑ 69.2
3	旅館・ホテル	41.9	↑ 77.8	↓ 68.6
4	メンテナンス・警備・検査	60.8	↑ 68.7	↓ 68.4
5	リース・賃貸	44.8	↑ 54.2	↑ 66.7
6	医療・福祉・保健衛生	51.2	↑ 58.5	↑ 66.2
7	運輸・倉庫	55.4	↑ 62.2	↑ 65.3
8	金融	43.8	↑ 62.7	↑ 65.2
9	自動車・同部品小売	60.4	↑ 63.0	↓ 61.7
10	飲食店	65.1	↓ 60.9	↓ 57.8

※母数が20社以上の業種が対象

正社員の人手不足割合を業種別にみると、IT関係の「情報サービス」がトップとなり、企業のシステム刷新のプロジェクトが相次ぎ、人手不足の状況が続いている。また、企業の設備投資意欲が高く、人手が足りていない状況が継続している。

「建設」や活発なインバウンド需要が目立つ「旅館・ホテル」など9業種の人手不足割合（正社員）が6割台となった。

非正社員の人手不足割合（上位10業種）

(%)

		2022年1月	2023年1月	2024年1月
1	飲食店	76.6	80.4 ↑	72.2 ↓
2	人材派遣・紹介	51.7	60.5 ↑	62.0 ↑
3	旅館・ホテル	47.6	81.1 ↑	59.6 ↓
3	各種商品小売	43.5	50.9 ↑	59.6 ↑
5	メンテナンス・警備・検査	40.8	47.9 ↑	52.0 ↑
6	飲食料品小売	49.4	56.0 ↑	51.4 ↓
7	金融	24.2	41.9 ↑	46.5 ↑
8	教育サービス	45.9	38.2 ↓	45.0 ↑
9	情報サービス	35.5	38.4 ↑	41.8 ↑
10	運輸・倉庫	33.3	38.5 ↑	41.4 ↑

※母数が20社以上の業種が対象

非正社員の人手不足割合を業種別にみると、「飲食店」が72.2%となり、前年同月から8.2ポイント減少したものの、引き続きトップとなった。次いで、「人材派遣・紹介」(62.0%)では人手不足の高まりによる需要増によって、派遣人材の不足が目立っている。以下、正社員でも上位となった「旅館・ホテル」(59.6%)など、小売・サービス業を中心に個人向け業種が上位に並んだ。

2 「賃上げ」、人手不足を感じている企業ほど「賃上げ」を実施予定

2024年度における正社員の賃上げ実施見込みについて尋ねたところ、「人手不足を感じている企業」においては65.9%となり、「適正」(55.7%)「過剰」(51.6%)を大きく上回り、賃上げに積極的である傾向がみられた。

しかし、企業からは「労働力不足は顕著であり、賃金を上げないと人員の確保は難しい」の声に加えて、「賃金を上げたいが、材料値上げ分の価格転嫁もできない上に、人件費分の価格転嫁を認めてくれない取引先があり、なかなか難しい」「大手を中心にベースアップが相次いでいるが、中小企業には逆風」などの声が聞かれた。

2024年度の賃上げ実施見込み割合

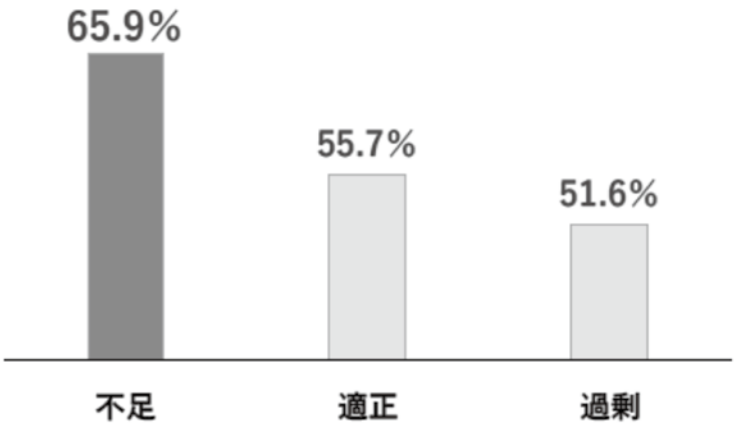

注:「2024年度の賃金動向に関する企業の意識調査」の結果を用いて分析
賃金改善とはベースアップや賞与（一時金）の増加を指し、定期昇給は含まない

3 まとめ:人手不足が際立つ業種では改善の兆候もみられず、賃上げによる人材獲得競争はさらに激化か

人手不足を感じている企業ほど、賃上げを実施見込みでる傾向が表れた一方で、原材料・エネルギーなどのコスト高騰も重くのしかかる中、同業他社の動向踏を考慮し、どのように賃上げを行い人材の定着・確保へとつなげられるか、企業は人手不足解消に向けた重要な局面に立たされている。

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口に、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q1 事業所内に掲示が必要な書類の情報提供方法の変更について

これまで有料職業紹介事業者が事業所内に掲示する必要があった書類について、令和6年4月1日から自社のホームページなどでも情報提供できるようになったと聞きました。どのような書類が対象になるのでしょうか。また、自社のホームページに掲載すれば、事業所内に掲示しなくてもよいのでしょうか。

A1 事業所内に掲示し情報提供する必要があった書類は、以下のとおりです。

①手数料表
②返戻金制度に関する事項を記載した書面
③業務の運営に関する規程
④事業許可証
⑤個人情報適正管理規程（個人情報保護法に基づく公開･明示）

お聞き及びのように、令和6年4月1日に改正職業安定法施行規則（第24条の5）等が施行され、上記①～④の書類については、書面の掲示に加え、自社ホームページなどでも情報提供できるようになりました。これにより、自社ホームページなどに掲載しておけば、事業所内に掲示しなくてもよいことになりました。ただ、自社のホームページに掲載している場合であっても、事業所を直接訪問する利用者のために、現在事業所内に掲示している書類については、引き続き閲覧が便利な場所へ掲示しておくとよいでしょう。なお、④の事業許可証については、掲示によって公開しない場合においても、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととされていますので（職業安定法第32条の4第2項）、注意してください。

なお、①手数料表及び②返戻金制度に関する書面については、自社ホームページなどに掲載している場合であっても、人材サービス総合サイト上で引き続き情報提供する必要があります。また、取扱職種の範囲等を明示する書類（「求人者の皆さまへ」、「求職者の皆さまへ」）については、引き続き書面、ファクシミリ又は電子メール等での明示が必要です。

Q2 自社の社員が友人や知人を求職登録させた場合に、その社員に報酬を支払ってよいか

最近、求職者の確保対策として、当紹介所の社員が友人や知人に求職登録を呼びかけ、登録に至った場合に、呼びかけた社員に対して一定の報酬（インセンティブ）を支払う仕組みの導入を検討しています。社員に報酬を支払うことは問題ないのでしょうか。また、こうした仕組みは、最近よく聞くリファラル採用に当たるのでしょうか。

A2 まず、リファラル採用については、法令等による明確な定義はありませんが、一般的に「自社の社員から友人や知人などを紹介してもらい、自社で雇用すること」をいうと解されています。

このようなリファラル採用で、友人等を紹介した社員に対し、報酬を支払う場合は、以下の留意

が必要です。

職業安定法第40条では、「労働者の募集を行う者は、その被用者で当該労働者の募集に従事するもの又は募集受託者に対し、賃金、給料その他これらに準ずるものを支払う場合又は第36条第2項の認可に係る報酬を与える場合を除き、報酬を与えてはならない。」とされています。リファラル採用により社員に報酬を支払う場合は、この規定に抵触しないように、「賃金、給料その他これらに準ずるもの」として支払う必要があります。このため、支払う報酬の根拠として、支払の条件や支払時期、支給額などを就業規則や賃金規程などに明記しておくことが必要です。

これに対し、本件で検討されている仕組みは、紹介された者を自社で雇用するのではなく、求職登録をしてもらうことを目的としておりますので、リファラル採用には該当しません。そのため、社員に報酬を支払うことは基本的に問題ないですが、あまり高額の報酬を与えることは、強引に求職登録を勧奨するなどのトラブルを招くおそれがあります。リファラル採用に準じて、就業規則や賃金規程などで支払う報酬の支給基準や支給額を明確にするとともに、適切な報酬の額を設定することが望まれます。

Q3 求人の有効期間、求職の有効期間を設ける必要があるか

求人受理や求職受理に際して、求人・求職の有効期間を設ける必要があるのでしょうか。必要であれば、そのメリットや根拠法令などを教えてください。

A3 民間の紹介所における求人・求職の受理に際して、有効期間を設ける必要があるかどうかについて法令上の規定はありません。また、職業紹介事業の業務運営要領（第7の6(3)イ（イ）及び（ロ））においては、「求人や求職の有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。なお、有効期間については、事前に求人者・求職者に説明しておくこと。」とされており、有効期間を設けるかどうかは任意といえます。したがって、受け付けた求人・求職について、有効期間を設けなかった場合は、求人の充足や就職により無効になるか、求人・求職の取消しを行うまで有効のまま存続することになります。

一方、ハローワークで受け付けた求人・求職には有効期間が設けられており、それぞれ原則として受付日の翌々月末までとされています。求人の有効期間を延長したい場合は、1か月、1回限り可能とされています。同様に、求職の有効期間を延長したい場合は、有効期間の終了月に職業紹介や職業相談を受けたり、オンライン自主応募を行うことで、期間が1か月単位で延長されます。

有効期間を設けるメリットとしては、期間内に充足や就職ができない場合、有効期間の終了をきっかけに、求人条件や求職条件の見直しが期待できる点が指摘できます。例えば、基本給30万円で募集しても有効期間内に充足しない場合は、基本給を33万円に引き上げて求人を出し直すことを検討してもよいでしょう。また、求人サイトにおいては、受付日が新しい求人ほど上位に表示される傾向がありますので、受付日の古い求人は求職者の目にとまらず、ますます充足が難しくなります。条件を見直して新規の求人として申し込んだ方が充足する可能性が高まります。

民間の紹介所では、求人・求職の有効期間を設けるかどうか任意ですが、有効期間を設けて、条件の見直しを検討するきっかけにされてはいかがでしょうか。

職業紹介士ネットワーク

家庭でもアウトソーシングの時代へ

株式会社メディカルブレーン（かなざわ家政婦紹介所）代表　徳沢 浩

石川県金沢市

「兼六園」
庭の国宝、日本三大名園の一つ。加賀百万石前田家の歴代藩主が江戸時代に作庭したもの。

私自身この人材サービス業の仕事に就いて今年で27年目になります。スタートは地元人材派遣会社に就職し、その後医療従事者専門の人材紹介会社を立ち上げ、15年前から一般宅に家政婦さんを紹介する家政婦紹介所を始めさせて戴いております。

長年人材サービス業に従事しましたが、何年経っても人を扱う仕事は難しいものだと痛感しております。

そんな中で民紹協様の「職業紹介士」という認定資格がある事を知り、昨年資格を取得しました。今までの紹介先は一般企業であり、総合病院や有床クリニック、そして老人介護施設等といった法人向けの仕事でしたが、家政婦紹介業は、ほぼ一般個人宅への紹介という事になります。

今まで以上に深く人と関わる事で、より一層紹介責任者としての責任を痛感しております。「職業紹介士」の講習において各種法令・職業相談等多種に渡り学びましたが、中でも一番学びたかった「メンタルヘルス」に関してはとても参考になりました。求職者と求人者双方がいわゆる、「健康な状態」を維持出来るように、紹介所として出来る限りのフォローして行けるようにしていきたいとより深く考える様になったと思います。肉体的、精神的、そして社会的にも双方が健康を維持出来るよう職業紹介士として今後も精進して参りたいと思います。

奥のメガネを掛けたスーツの男性が筆者

株式会社メディカルブレーン（かなざわ家政婦紹介所）

本社所在地：石川県金沢市高尾台1丁目442番地
ベネフィットステージ4F
代表者名：徳沢　浩（とくざわ　ひろし）
創立年月日：2007年8月1日
従業員数：社員7名

職業紹介事業者ブロック交流会のご報告

■東日本ブロック　令和6年2月21日(水) 14:00～16:30 (参加者:33名)
講演:東京労働局需給調整事業部　需給調整事業第二課　課長補佐　竹内典子氏
テーマ**「最近の指導監督状況と改正職業安定法施行規則について」**

■西日本ブロック　令和6年2月27日(火) 14:00～16:30 (参加者:17名)
講演:大阪労働局需給調整事業部　需給調整指導官　木村大造氏
テーマ**「職業紹介事業の運営にあたり留意すべき点について～これまでの指導監督状況を踏まえて～」**

オンラインにより開催した令和5年度の職業紹介事業者ブロック交流会では、東京及び大阪労働局の需給調整事業担当官のご講演に続き、少人数のグループに分かれて2つのテーマで情報交換をしていただきました。ご参加いただいた皆様には心より感謝申し上げます。両日に皆さまからお聞きしたお話を誌面でご紹介します。

テーマ1「求人サイト、人材データベース等の活用と効果」

・費用対効果を考えると利用しづらいサイトやサービスもある(大手)。
・スカウトメールの返信率が低いことが問題。▶▶▶ 一律のメッセージだとヒット率が低い。
・サイトの利用で応募が何人来るかよりも何人採用できるかが大事。
・職種によって複数のサイトを使い分けている。▶▶▶ 職種によっては紙媒体を使うこともある。
・無料のサイトだけではなかなか効果が出ない(多数)。
・自社ページ＋求人サイトの形(多数)。
・データベースの利用状況は事業者によってまちまち(費用が高額)。

テーマ2「社員(従業者)の採用・育成」

・　規模の小さい事業者は、このテーマについての課題感が無い。
・　リファラル採用が中心。
・　募集に対しての応募が少ない(多数)。
・　退職者からのヒアリングは大事。やめる理由のヒアリングは人材紹介事業にもつながる。
・　採用後の定期的な面談の実施、メンター制度の導入、福利厚生の充実。
・　「カジュアル面談」はミスマッチを防ぐ効果が高い。
・　育成はOJT中心(多数)。
・　業務マニュアルの作成が大事。
・　個人によって能力に差がつくところを平均化(底上げ)することが課題ではないか。

好評

紹責講習テキストの 令和6年度版 完成！

23万人が受講した実績と伝統ある民紹協講習

～紹介業務に必要な知識を網羅した充実テキスト～

民紹協講習が選ばれる理由！

●伝統と実績により蓄積したノウハウを結集した充実したテキスト
（関係資料も充実！講習前に事前送付！〈オンライン講習の場合〉）
●厚生労働省との連携により最新の改正情報を提供
（外国人材の紹介や指導監督に関する内容も充実）
●業界随一の相談実績に基づき、実践的な講義を実施
●受講後のフォローが充実（受講後も質問やメール相談可）
●日程や受講者の変更に迅速対応（急なお仕事が入っても安心）
●受講証明書の即日交付

充実したテキスト

●民紹協は、昭和62年から本講習を実施しており、これまで蓄積したノウハウが400頁超のテキストに結実（※）
●民紹協は、人材サービスで会員数最大の業界団体であり、厚生労働省との連携により最新の改正情報を提供
●厚生労働省の業務運営要領に準拠。関係法令、各種様式、職業分類、行政窓口など関係資料も充実
●ハード加工された丈夫な仕様となっており、受講後も日常の実務に重宝
※一部カラー印刷で、図表やグラフがさらに見やすく！
※40点に及ぶQRコード付きで、関連するサイトやリーフレットに素早くアクセス！

「法改正の情報」は、民紹協HP“What’s New”でキャッチしよう！

人材サービスの世界が大きく変化している中で、需給調整をカバーしている「職業安定法等」の改正が多くなっています。

では、どうすれば改正を、『いち早く』『正確に』キャッチすることができるでしょうか。

答えは、民紹協ホームページの「What’s New」を確認することです。

民紹協では日頃から厚生労働省とは緊密な連携を図っており、改正の公表があった『翌日』には、厚労省リンク先を含めた記事を「What’s New」に『正確な情報』としてアップします。

「What’s New」をお気に入り登録がまだの方は早速登録しましょう。

法令改正（指針、業務取扱要領の改正を含む。）の場合、「What’s New」の表題に【改正】ロゴが入っていますので、日々の簡単な確認や、過去の履歴検索が簡単にできます。ご活用ください。

《厚生労働省ホームページ》
所管官庁で『正確』だが、巨大組織のため情報量が多く、必要な情報にたどり着くのが大変。

《弁護士、社労士》
職業紹介事業を専門としていない限り、情報を必ずしも捕捉していない。

令和6年度上期

オンライン開催

職業紹介事業実践セミナーのお知らせ

令和6年度上期の職業紹介事業実践セミナーは、次の日程です。参加をお待ちしています。

〈基本編〉

セミナー名	開催月日	講　師	内　容
紹介担当者のための労働基準法・求人・採用関係法セミナー	24年5月15日(水) 14:00 - 17:00	特定社会保険労務士 星名 真喜子氏	労働基準法に加え、求人票を扱う際に問題となるその他の関係法令についてもご説明し、職業紹介に必要な法令を効率よく勉強していただけます。
行政機関による定期指導・調査の実務セミナー ＊資料郵送	24年5月24日(金) 24年9月27日(金) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー　津田　滋	労働局の定期指導・調査への対応に役立ちます。日頃からどのようなことを心掛け、日々の職業紹介業務をどう進めればよいかの参考になります。
新・紹介担当者のための新求人票セミナー	24年6月27日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー　市川　雅彦	職安法で定められた労働条件の明示事項やミスマッチを防ぐための求人票作成のポイントの解説と、演習を通じて求人票改善の具体策を考えます。4月以降の法改正も説明します。
職業紹介事業実務セミナー	24年8月29日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー　齊藤　昇司	職業紹介の実務にポイントを絞ったセミナーで、職業紹介責任者講習をさらに掘り下げ、4月以降の法令等の改正点もご説明します。 自信をもった実務ができます。

＊受講料：会員4,000円、非会員6,000円　＊資料郵送の場合は、受講料に加え郵送料370円がかかります。

〈応用編〉

セミナー名	開催月日	講　師	内　容
外国人材の職業紹介セミナー	①24年5月23日(木) ②24年7月25日(木) 13:00 - 17:00	民紹協アドバイザー 外国人材関係の行政書士 コンサルタント	外国人材紹介に関する全体像が理解できます、紹介実務・ビザ・法令・外国人材紹介事業の立上げ方・進め方を説明します。技能実習制度の見直しの情報もお話しします。
求職者確保に役立つ就職支援スキルアップセミナー	24年6月21日(金) 9:30 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー　齊藤　昇司	求職者支援の全貌(マッチング、書類作成、求職者との面談法、面接指導)を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。ワークショップ型のセミナーです。
よくわかるホワイトカラーの職業紹介実務	24年7月19日(金) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー　津田　滋	ホワイトカラーの職業紹介実務の進め方(求人開拓・求職者開拓)について全般をご説明します。(紹介会社に手数料を払っても紹介を依頼するのは？)
トラブル・行政処分等に学ぶ紹介事業の健全運営	24年9月3日(火) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー　田中　久	健全な紹介所をめざすには、法改正にも対応した適正な業務運営が不可欠です。実際に生じたトラブルや行政処分の事例などを通じてそのポイントを説明します。

＊受講料：半日セミナー：会員6,000円、非会員8,000円　1日セミナー：会員8,000円、非会員10,000円

■新規入会事業所紹介 令和5年12月～令和6年3月(3月27日入会まで)

	事業所名	住　所	ごあいさつ
関東地区	**一般社団法人 キャリアモデル 開発センター品川**	東京都品川区東五反田 2-10-3-305 090-7878-4967	弊社は「働くモヤモヤをワクワクに」をテーマに、社会変化の激しい時代に一人ひとりに深く寄り添う社外人事部としてサービスを提供しています。「キャリアモデル開発」という手法を基盤に、AIを最大に活用しながら、個々の多様な経験をオリジナルなキャリアモデルに仕上げていきます。就職･転職だけでなく、副業･起業含めたトータルサポートを提供しています。ご興味をお持ちいただけましたら、お気軽にご連絡ください。
関東地区	**Jパートナー合同会社**	東京都千代田区神田 平河町1第3東ビル6F59 イーオフィスAKIBA 3番館59号室 03-6811-1081	弊社は、2018年より主にベトナム特定技能人材紹介を行っています。25年来の信頼関係を築く現地スタッフをはじめ、日本語Ｎ１資格所有･在日歴15年のスタッフ勢がサポート致します。長年のベトナム事情に精通した弊社だからこそ出来る「安心安全」のサービスをご提供致します。今後益々の需要に応え他国人材の新規発掘にも力を入れて取り組んでいます。
関東地区	**社会福祉法人すはま会 GTミャンマー人財紹介所**	茨城県鹿嶋市平井 1350番地39 0299-82-9080／ 050-1344-0885	すはま会では、ミャンマーの日本語学校と提携し介護人材の紹介事業を行っています。当会自体が社会福祉法人であり、紹介施設様のお悩みに寄り添うことができると自負しております。また、本会は提携先の日本語学校との間で定期的に介護の実践研修を行っており、質の高い介護人材をご紹介いたします。
関西地区	**株式会社糸縁**	大阪府大阪市東住吉湯里 1-1-1 FUJIMOTO第一ビル3F 06-4302-4245	弊社はスタッフ全員が介護現場経験者で、10年以上介護業界に身を置いてきております。グループ内に介護施設と鍼灸整骨院があり、人材紹介会社さんからのミスマッチな紹介に不満を持っていました。施設での面接マニュアルを流用して質の良い面接を行い、わが子の就職を考える気持ちで取り組んでおります。この考えが、紹介した施設様の利益につながると信じております。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住　所	電話番号
株式会社アライヴテック	東京都千代田区九段南4-6-14 九段YM BLDG.2F	03-3556-3910
カナイゴト株式会社	東京都港区麻布十番1-5-10 アトラスビルTHEHUB麻布十番607号室	03-6403-3212
株式会社ANNグループ	愛知県名古屋市千種区内山3-11-21 スミヤビル5C	052-770-3498
山森芳恵(賛助会員)	三重県三重郡朝日町小向731-5	080-7619-9253
株式会社華陽ケアサポート	岐阜県岐阜市北一色6-2-65	058-245-0760

オーダーメイドのセミナーをやってみませんか?

みなさまのニーズにそった「オーダーメイドセミナー」をやってみませんか。

① 貴社のニーズにお応えできるセミナーが実施できます。
② 貴社の都合に合わせた日時に実施できます。(複数回の実施も可能です)
③ 貴社にいながらの受講が可能です(オンラインによる受講も可能です)
④ 録画ビデオにより未受講者等も後日に受講が可能です。
⑤ 料金　講義1時間あたり　会員28,000円、非会員35,000円

資料代　5名以上に対し1人　会員1,100円、非会員1,400円(5名まで無料)
※時間も2時間以上7時間までOKです。

民紹協ニュース

1. 定時社員総会のご案内

開催日時　令和6年6月14日(金)15時30分～(予定)

会　　場　浅草ビューホテル

概　　要
- ●社員総会
- ●優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式
- ●「第4回ひととしごと写真募集」入選作品及び入賞者の発表
- ●懇親会

令和6年度は、優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式に続き、昨年の秋より広く応募を呼びかけておりました「第4回ひととしごと写真募集」の入選作品及び入賞者の発表を行います。いずれも決定次第、関係者に連絡いたしますので、ぜひご出席ください。

また、新型コロナ感染症の蔓延により開催を控えておりました懇親会も、今年度は開催を予定しております。会員の皆さまには、5月下旬に文書でご案内と出欠連絡票及び委任状をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

2. 民紹協職員人事のお知らせ

【退　職】

伊藤　昭　　総務課長兼業務二課長(令和6年3月31日付け)

【採　用】

三上明道　　総務課長兼業務二課長(令和6年４月1日付け)

3. 会費納入のお願い

令和6年度の請求書をお送りしています。納入期限は5月24日(金)です。よろしくお願いします。

編集後記

3月19日に理事会が開催され、令和6年度の事業計画や収支予算をご承認いただきました。令和6年度はそれらに基づき、協力団体の皆さまと密接な連携を図りながら、事業を進めて参る所存ですのでよろしくお願いいたします。

理事会当日、日銀の金融政策決定会合が開催され、17年間続いた大規模緩和の解除が決定され、利上げが行われることになりました。理事会終了後、その決定により景気や職業紹介事業にどのような影響があるのか、理事の方々にコメントをいただきました。

いくつか紹介しますと、「職業紹介事業にとっては、金利より人手不足の影響が大きいのではないか」「大手の紹介事業者では収益が上がっているが、小規模のところはそうでもない」「求人ニーズは高いが求職者の確保が課題、高度人材の争奪戦になっている」「中小企業同士の取引では価格転嫁も難しく、賃上げの原資をどう確保するかが課題」「紹介所でも求職者確保のため求人賃金の引上げをお願いしている」など有意義な情報交換が行われました。

4月1日から、建設、物流、医師でも時間外労働時間の上限規制が適用され、いわゆる「2024年問題」が懸念されます。どのような影響が生じているのか、注視していきたいと思います。

民営職業紹介 ひと No.191 春号
令和6年4月9日発行
編集人　上市　貞満
発行所　公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011(代表)　FAX.03-3818-7015
印刷所　日本印刷株式会社

講習案内 職業紹介責任者講習日程

令和６年４月～令和６年６月　お申込み受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和6年3月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和6年　4月22日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「204会議室」	68
〃　4月24日	水	オンライン開催		60
〃　4月26日	金	福岡県（福岡市）	天神ビル　11F「9号会議室」	80
〃　4月30日	火	オンライン開催		60
〃　5月 8日	水	オンライン開催		60
〃　5月10日	金	北海道（札幌市）	道特会館　5F「大会議室A」	80
〃　5月13日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「大会議室」	80
〃　5月15日	水	石川県（金沢市）	金沢商工会議所会館　2F「大会議室AB」	64
〃　5月17日	金	オンライン開催		60
〃　5月20日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「204会議室」	68
〃　5月22日	水	オンライン開催		60
〃　5月24日	金	大阪府（大阪市）	ホテルアウィーナ大阪　3F「葛城」	80
〃　5月27日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「204会議室」	68
〃　5月29日	水	オンライン開催		60
〃　5月31日	金	オンライン開催		60
〃　6月 3日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「大会議室」	80
〃　6月 5日	水	オンライン開催		60
〃　6月 7日	金	愛知県（名古屋市）	ウインクあいち　12F「1201号室」	66
〃　6月10日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「204会議室」	68
〃　6月12日	水	オンライン開催		60
〃　6月17日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「201会議室」	60
〃　6月18日	火	広島県（広島市）	広島国際会議場　B1F「会議運営事務室①＋②」	64
〃　6月20日	木	オンライン開催		60
6月24日	月	東京都（千代田区）	連合会館　2F「204会議室」	68

○講習時間……**9時30分～17時（時間厳守）※全ての方がこの講習時間となります。**

○受講費用……**12,500円（民紹協会員は8,800円）**（税込）

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。（注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。）

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。（携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。）

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ
https://www.minshokyo.or.jp/ の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。
※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和5年12月、令和6年1月、2月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.27倍、1.27倍、1.26倍と第3四半期よりやや下がりました。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は 2.4%、2.4%、2.6%と第3四半期より少し改善されました。3月の日銀短観による業況判断では、12月の前期より1ポイント下がりましたが、先行きは3ポイント低下しています。また、雇用判断は1ポイント下がり、先行きは更に3ポイント下がり、求職者不足の状況は益々厳しくなる見通しです。

新規許可事業所

	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
有料職業紹介事業所	266	270	244	279	266	**288**
無料職業紹介事業所	5	3	2	2	2	**3**

雇用・失業情勢関連指数

		令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月
雇用者数※	実数（万人）	6124	6089	6100	6114	6676	6088
完全失業者数※	実数（万人）	182	175	169	156	163	177
完全失業率※	（季節調整値、%）	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.6
有効	求人数（万人、カッコ内は対前年同月増減率、%）	246 （▲1.8）	251 （▲1.5）	248 （▲3.3）	245 （▲3.1）	247 （▲3.7）	254 （▲3.1）
	求職者数（万人、カッコ内は対前年同月増減率、%）	190 （0.4）	192 （1.6）	187 （1.8）	180 （2.9）	183 （3.0）	190 （2.4）
	求人倍率（季節調整値、倍）	1.29	1.30	1.28	1.27	1.27	1.26

（出典）厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

導入実績2,000社のパイオニア

ITreview Grid Award
3期連続受賞

人材紹介特化型のクラウド型マッチングシステム

porters AGENT

「事業の立ち上げ」から「売上最大化」に必須の標準機能

●求人、求職者データ、選考データ管理機能 ●自動マッチング機能 ●KPI、プロセス管理機能
●メール、履歴書などのテンプレートを標準装備(カスタマイズ可)
●事業報告書、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿にも対応

「生産性向上」「マッチング率向上」に役立つ追加機能 ※一部有料

●求人媒体からの求職者自動取込 ●LINE/SMS連携
●面談日程自動調整 ●自動掘り起こしによる応募数拡大支援

1ユーザーあたり月額
15,000円（税込）～

30日間の無料トライアル実施中！

デモ、資料によるご案内希望など、各種お問い合わせはこちらから

03-6432-9829　sales@porters.jp　https://hrbc.porters.jp/

porters　ポーターズ株式会社　〒107-0052 東京都港区赤坂 8-5-34 TODA BUILDING 青山3階